

相 談 願

受付者：

相談日	令和 年 月 日
相談者	氏名
	住所
	電話 () —
調査位置	(地番) 吹田市
予定建築物	用途 戸建住宅、共同住宅、その他 ()
	階数
道路(通路)の種類	<input type="checkbox"/> 府道、 <input type="checkbox"/> 市道、 <input type="checkbox"/> 里道、 <input type="checkbox"/> 私道、その他()
現況の幅員	
相談内容	<input type="checkbox"/> 法第 42 条第 2 項道路の後退方法 <input type="checkbox"/> 未判定路線等の道路判定 <input type="checkbox"/> 法第 43 条第 2 項の認定・許可に関すること <input type="checkbox"/> その他建築の認定・許可に係ること
備 考	(相談内容を具体的に明記してください)

注意事項

- ・調査期間は相談内容によって異なります。

【期間の目安】

法第 42 条第 2 項道路の後退方法	1 ヲ月程度
未判定路線等の道路判定	1 ヲ月程度
法第 43 条第 2 項の認定・許可に関すること	3 ～ 6 週間

- ・相談の回答については、電話または窓口での回答になります。

※書面での回答はありません。

- ・必要書類については、裏面を確認してください。提出部数は一部です。
- ・相談内容が不明瞭、不足図書がある場合は、回答に相当の時間を要します。また、回答に応じかねる場合もあります。
- ・事業面積が 500 m²を超えるもしくは、500 m²を超える可能性がある場合は、先に開発許可担当と協議を行ってください。
- ・予定建築物、調査地等の変更がある場合は、再度相談願を提出してください。
- ・明示、寄附等申請をされる場合は、結果が出てからの回答となる場合があります。